

令和6年度 鳥取県会計年度任用職員(スポーツ指導員)採用試験 募集案内

◆鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課◆

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

電話(0857)26-7911 <https://www.pref.tottori.lg.jp/sportshinkou/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和6年1月23日(火)～2月14日(水) ◎持参、郵送どちらでも申込みができます。 ◎郵送された申込書等は2月14日までの消印のあるものに限り受け付けます。 ◎持参による場合の受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日及び国民の祝日は受け付けません。)
試験日時	令和6年2月20日(火) 午前10時～午後2時(予定)
試験会場	鳥取県庁本庁舎地下1階 第6会議室
合格者発表日	令和6年2月22日(木) (予定)

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	競技種目	採用予定者数	職務内容	配属先
スポーツ指導員	競技者枠	1名	・競技者として、日本トップレベルの高い競技力・競技実績を活かした国民スポーツ大会や国際大会等への出場 ・スポーツ教室等の企画・運営・指導、競技力向上に係る専門的指導、その他スポーツに関する相談 ・スポーツ課及び配属先の事務補助	鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課、中部総合事務所、西部総合事務所のいずれか
	指導者トリアル枠	1名	・世界や日本トップレベルの競技実績や高い指導力を活かした、本県競技力を引き上げるための複数校又は地域での競技指導 ・スポーツ教室等の企画・運営・指導、競技力向上に係る専門的指導、その他スポーツに関する相談 ・スポーツ課及び配属先の事務補助	

3 受験資格

- 年齢、性別を問いません。
- 地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - 地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者
- 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を有している人、又は令和6年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
- 各採用枠及び競技種目において、以下を有していることが必要です。

【競技者枠】

日本トップレベルの高い競技力・競技実績、スポーツに関する専門的指導・相談が可能な能力。

【指導者トリアル枠】

世界や日本トップレベルの高い競技実績又は指導者としての高い指導力をもって、本県競技力を引き上げる能力。

4 選考方法

区 分	配点	内 容
書類審査	100点	提出書類により、競技実績又は指導実績（80点）及び取得資格等（20点）のスポーツ指導員として適性を審査
小論文試験（2月20日実施）	40点	スポーツ指導員として必要な知識等を確認するための試験（70分）
面接試験（2月20日実施）	60点	個別面接による人物についての口述試験（15分程度）

5 任用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報 酬 日額16,000円 ※県一般職の給料月額の改定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.16月分（6月期1.08月分、12月期1.08月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じ所定の割合を乗じた額を支給します。（例：令和6年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100）</p> <p>○費用弁償（通勤手当） ・通勤距離が片道2キロ以上の場合に支給します。 ・交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、安価な方の額で通勤回数に応じて支給します。（1月当たり55,000円を限度） ・自家用車等使用者は、使用距離及び通勤回数に応じ月額1,295円から40,557円までの範囲内で支給します。また、駐車場代として月額最大1,000円を支給します。</p>
福 利	健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害対象 ※加入条件を満たす場合に限り。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引休暇などの特別休暇等があります。 ※休暇の種類に応じ、有給又は無給休暇となります。
勤務日及び勤務時間	1ヶ月17日間 午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間 正午から午後1時）
任用の期間	従業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度に再度任用されることがあります（最長で令和11年3月末まで）。

7 受験申込手続

提出書類	<p>(1) 採用試験申込書 1部（申込書には顔写真を貼付すること）</p> <p>(2) スポーツ指導員推薦調書（公益財団法人鳥取県スポーツ協会に加盟する団体、または各種スポーツ団体等の代表者（大学の場合は所属運動部等の部長や担当教授等とする）によって作成された推薦調書）</p> <p>(3) 競技実績又は指導実績関係調書（3年以内の競技実績）</p> <p>(4) 取得資格等関係調書（スポーツ指導、教員免許、審判資格等）</p>
申込先	<p>下記に郵送または持参してください。</p> <p>鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話(0857)26-7911 ファクシミリ(0857)26-8129</p> <p>郵送される場合は封筒の表に赤字で「スポーツ指導員受験申込書」と記載ください。 簡易書留の利用が確実です。</p>

8 合格者の決定方法

合格者は、書類審査、小論文試験及び面接試験の合計得点の高い順に決定します。

ただし得点が一定の基準(配点の6割程度)に満たない場合は、得点にかかわらず不合格とします。

9 合格者の発表

受験者全員へ個別に通知します。

10 試験結果の開示

- (1) この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人(ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可)が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人、法定代理人	順位及び試験種目ごとの得点 (不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。)	合格発表の日から1 ヵ月	鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課(県庁本庁舎6階)

- (2) 受験者本人が病気等やむを得ない事情により来庁できない場合は、代理人による開示請求も可能です。なお、手続等の詳細については、鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課までお問い合わせください。

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。(遅刻者は受験できません)
(2) 試験当日は、筆記用具を持参してください。
(3) 車イス等で来場される方は、会場の準備の都合がありますので、申込時にお知らせください。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書等の発送及び採用手続以外には利用しません。

13 その他

- (1) 合格者の方には、指定する期日までに採用手続きに必要な次の書類を提出していただきます。
・採用候補者履歴書
・人事に関する調査票
(2) 提出した書類(採用試験申込書を含む)の記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。